

新居浜市介護予防・生活支援サービス（指定相当訪問型サービス・指定相当通所型サービス）事業実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施に関し、法、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号。）の規定及び介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインについて（平成27年6月5日老発0605第5号厚生労働省老健局長通知。）並びに地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日付け老発第0609001号厚生労働省老健局長通知。以下「通知」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において使用する用語は、前条に掲げる法令等において使用する用語の例による。

（事業の内容）

第3条 市は、総合事業の第1号訪問事業・第1号通所事業として、次に掲げる介護予防・生活支援サービス事業を行うものとする。

（1）訪問型サービス

省令第140条の63の6第1号イに規定するサービス（指定相当訪問型サービス）

（2）通所型サービス

省令第140条の63の6第1号イに規定するサービス（指定相当通所型サービス）

（事業の実施方法）

第4条 指定相当訪問型サービス、指定相当通所型サービスについては、法第115条の45の3第1項の規定に基づく「指定事業者に第1号事業支給費を支給する方法」により実施する。

（指定事業者が行う事業に要する費用の額）

第5条 前条の規定により指定事業者（法第115条の45の5第1項の規定により指定を受けた者）により実施する総合事業（以下「指定事業者が行う事業」という。）

に要する費用の額は、通知の別添 1 に定める月当たりの包括単価の単位数に、10円を乗じて算定するものとする。

(第1号事業支給費の給付の制限)

第6条 第1号事業のうち指定事業者が行うサービスについては、法第66条、第67条又は第69条に規定する保険給付の制限等に準じて、給付の制限を行うものとする。

(利用料)

第7条 指定事業者が行う事業の利用料は、第5条で定める額の100分の10に相当する額とする。

2 法第59条の2第1項に規定する所得の額が同項の政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等にかかる利用料について前項の規定を適用する場合には、前項中「100分の10」とあるのは、「100分の20」とする。

3 法第59条の2第2項に規定する所得の額が同項の政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等にかかる利用料について第1項の規定を適用する場合には、第1項中「100分の10」とあるのは、「100分の30」とする。

(支給限度額)

第8条 要支援者が指定事業者が行う事業を利用する場合は、法第55条第1項の規定により、支給限度額を算定するものとする。

2 事業対象者が指定事業者が行う事業を利用する場合は、居宅介護サービス費等区分支給限度基準額及び介護予防サービス費等区分支給限度基準額（平成12年厚生省告示第33号）第2号イに定める要支援1の単位数により支給限度額を算定するものとする。ただし、市長が必要と認めた場合は、同号ロに定める要支援2の単位数により算定することができる。

(高額介護予防サービス費等相当事業)

第9条 市は、指定事業者が行う事業に要した費用の合計額について、通知別記1第2の1ア(コ)及び(サ)の規定により、高額介護予防サービス費相当事業及び高額医療合算介護予防サービス費相当事業（以下「高額介護予防サービス費等相当事業」という。）を実施するものとする。

2 高額介護予防サービス費等相当額の支給要件、支給額その他高額介護予防サービス費等相当額の支給については、政令第29条の2の2及び第29条の3の規定を準用する。

- 3 政令第29条の2の2の規定による申請書は第1号様式のとおりとする。
- 4 政令第29条の3の規定による申請書は第2号様式のとおりとする。
- 5 前項までに規定するもののほか、高額介護予防サービス費等相当事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(事業者の指定)

第10条 市長は、法第115条の45の5第1項の規定による指定事業者の指定の申請を受けたときは、その内容を審査し、指定の可否を決定し、その結果を当該申請をした者に通知するものとする。

- 2 前項の規定により指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に掲示しなければならない。

(指定の基準)

第11条 指定相当訪問型サービス若しくは指定相当通所型サービス事業に係る指定事業者の指定の基準は、介護保険施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）第5条の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）に規定する旧介護予防訪問介護若しくは旧介護予防通所介護に係る基準その他厚生労働大臣が定める基準の例による基準とする。この場合において、旧指定介護予防サービス等基準第37条第2項及び第102条第2項中「2年間」とあるのは、「5年間」とし、第104条中「非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。」とあるのは、「指定事業者は、非常災害が発生した場合における利用者の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画（以下「事業所防災計画」という。）を策定し、当該指定事業所の見やすい場所に掲示しておかななければならない。2 指定事業者は、事業所防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制並びに利用者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、定期的に、これらの体制について従業者及び利用者に周知するとともに、避難、救出等の必要な訓練を行わなければならない。3 指定事業者は、前項の訓練の結果に基づき、事業所防災計画の検証を行うとともに、必要に応じて事業所防災計画の見直しを行うものとする。4 指定事業者は、非常災害が発生した場合

に従業者及び利用者が当該指定事業所において当面の避難生活をする事ができるよう、必要な食糧、飲料水、医薬品その他の生活物資の備蓄に努めなければならない。」とする。

(指定の有効期間)

第12条 省令第140条の63の7の市が定める期間は、当該指定の日から6年とする。ただし、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第13条の規定により訪問型サービス又は通所型サービスに係る指定事業者の指定を受けたものとみなされた者に係る平成30年3月31日までの有効期間を更新した者については、指定の期間は、「指定の日から「改正前の介護予防の指定を受けた日から6年経過する日まで」」とし、「指定の日から2年以内に「改正前の介護予防の指定を受けた日から6年経過する日」が到来する場合は、さらに6年経過する日まで」とする。

2 指定申請者が法第41条第1項の指定を受けた指定訪問介護事業者又は指定通所介護事業者又は法第42条の2第1項の指定を受けた指定地域密着型通所介護事業者である場合は、当該期間は、指定申請者に係る当該指定訪問介護事業者等の指定の有効期間満了日までの期間とする。

(指定の拒否)

第13条 第10条に規定する指定事業者の指定については、当該事業者を指定することにより、新居浜市高齢者福祉計画介護保険事業計画に定める地域支援事業に係る計画量を超過する場合その他市における地域支援事業の円滑かつ適切な実施に際し支障が生じると認められる場合においては、これを行わないことができる。

(変更の届出等)

第14条 省令第140条の62の3第2項第4号に規定する変更の届出は、その変更があった日から10日以内に行わなければならない。

2 省令140条の62の3第2項第5号に規定する事業の再開の届出は、その再開した日から10日以内に行わなければならない。

(指定の更新)

第15条 市長は、法第115条の45の6第4項において準用する法第115条の45の5第1項の規定による指定事業者の指定の更新の申請を受けたときは、その内容を審査し、指定の更新の可否を決定し、その結果を当該指定事業者に通知するものと

する。

2 前項の規定により指定する旨の通知を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に掲示しなければならない。

(指定の取消し等)

第16条 市長は、法第115条の45の9の規定により、指定事業者の指定を取り消し、または期間を定めてその指定事業者の指定の全部若しくは一部の効力を停止したときは、その旨を当該指定事業者に通知するものとする。

(事業所情報の提供)

第17条 市長は、第10条から前条までの規定による指定、届出の受理及び指定の取消し等並びに省令第140条の62の3第2項第6号の規定による事業の廃止又は休止の届出の受理(以下「指定等」という。)をしたときは、愛媛県、愛媛県国民健康保険団体連合会その他の機関に対して、当該指定等に係る事業所に関する情報のうち、次に掲げる事項を提供することができる。

(1) 事業所の名称及び所在地

(2) 当該事業所の指定の申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名

(3) 指定年月日及び指定更新年月日並びに指定有効期間満了日

(4) 指定、事業の開始、変更、廃止、休止若しくは再開又は指定の取消しの年月日

(5) 運営規程

(6) 介護保険事業所番号

(7) 管理者の氏名、生年月日及び住所

(8) その他市長が必要と認める事項

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、指定事業者が行う事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、制定の日から施行する。

(準備行為)

2 この要綱による指定を受けようとする者は、この要綱の施行前においても指定の申

請を行うことができる。

- 3 市長は、前項の申請があった場合には、この要綱の施行前においても、指定をすることができる。この場合において、当該指定は、この要綱の施行の日にその効力を生ずる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年10月1日から施行し、この要綱による改正後の第9条第3項及び第4項の規定は、平成29年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行し、この要綱による改正後の第7条第2項及び第3項の規定は、平成30年8月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に改正前の新居浜市介護予防・生活支援サービス（介護予防訪問介護相当サービス・介護予防通所介護相当サービス事業実施要綱（以下「旧要綱」という。）の様式の規定により使用されている書類は、改正後の新居浜市介護予防・生活支援サービス（介護予防訪問介護相当サービス・介護予防通所介護相当サービス）事業実施要綱の様式の規定によるものとみなす。

- 3 この要綱の施行の際現に旧要綱の様式の規定により作成されている用紙は、当分の間、これを使用し、又は所要の調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）の規定により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式の規定によるものとみなす。

- 3 この要綱の施行の際現にある旧様式の規定により作成されている用紙は、当分の間、これを使用し、又は所要の調整をして使用することができる

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）の規定により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式の規定によるものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現にある旧様式の規定により作成されている用紙は、当分の間、これを使用し、又は所要の調整をして使用することができる。

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）の規定により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式の規定によるものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現にある旧様式の規定により作成されている用紙は、当分の間、これを使用し、又は所要の調整をして使用することができる。

第1号様式（第9条関係）

高額総合事業サービス費支給申請書

フリガナ		保険者番号	新居浜市	3	8	2	0	5	1	
被保険者氏名		被保険者番号	0	0	0	0				
		個人番号								
生年月日	年 月 日生									
住所	〒 -									
該当月分支払額合計									円	
<p>(宛先) 新居浜市長 上記のとおり高額総合事業サービス費の支給を申請します。 また、既に支給した高額総合事業サービス費又は負担割合が変更された総合事業費について、過誤調整等により支給額の減額の決定がなされた場合、以降の高額総合事業サービス費の支給額と差額の調整を行うことに同意します。</p> <p>年 月 日</p> <p>申請者 住所 (被保険者) 氏名 電話番号</p>										
第2連絡先	氏名				被保険者との関係					
	住所				電話番号					

注意事項

- 1 今回の支給以降、高額総合事業サービス費が支給される場合、申請の手続きは不要となります。また、支給金額は今回申請した指定口座に振り込まれます。
- 2 給付制限を受けている方は、高額総合事業サービス費の支給ができない場合があります。

高額総合事業サービス費を次の口座に振り込んでください。

口座振込 依頼欄	金融機関コード	店舗コード	種 目	口 座 番 号					
				1 普通預金					
		銀行 農協 金庫	本店 支店 出張所	2 当座預金					
				3 その他					
	フリガナ								
	口座名義人								

市記入欄

審 査	申請登録	結果登録

委任状

年 月 日

(宛先) 新居浜市会計管理者

私が新居浜市から支払いを受ける高額総合事業サービス費の受領に関する権限を下記の者に委任します。

委任者 (被保険者)	住所
	氏名
受任者 (口座名義人)	住所
	氏名

※口座名義人が申請者(被保険者)と異なる場合に、記入してください。

相続人代表者届出書

年 月 日

(宛先) 新居浜市長

_____の死亡により高額総合事業サービス費の受領について、相続人の間で意義が生じても、私が全責任をもって解決します。

相続人	住所
	氏名

※申請前に被保険者本人が死亡されている場合に、記入してください。

市記入欄

受付	受付方法	個人番号確認	備考
	1 窓口 2 その他 ()	1 通知カード又はその写し 2 個人番号カード又はその写し 3 その他 ()	

高額医療合算総合事業サービス費等支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書

申請対象年度	年度	申請区分	1 新規	2 変更	3 取下げ	(保険者等記入欄)	支給申請書整理番号	
申請形態	1 計算期間末日以降申請（期間中死亡・生保適用・海外移住者なし）		2 計算期間末日以降申請（期間中死亡者あり）		3 計算期間末日以降申請（期間中生保適用・海外移住者あり）		4 死亡・海外移住者等計算期間中申請	

フリガナ		生年月日	年 月 日	個人番号											
氏名					計算期間の始期及び終期		年 月 ~ 年 月								

国民健康保険資格情報

保険者番号	被保険者証記号	被保険者証番号	続柄	保険者名称	加入期間
			1 世帯主 2 擬制世帯主 3 世帯員		年 月 日から 年 月 日まで

後期高齢者医療資格情報

保険者番号	被保険者番号	広域連合名称	加入期間
			年 月 日から 年 月 日まで

介護保険資格情報

保険者番号	被保険者番号	保険者名称	加入期間
382051		新居浜市	年 月 日から 年 月 日まで

支給方法	口座管理番号	振込口座記入欄	銀行 信用金庫 農協 ()	金融機関コード	本店 出張所 支所	店舗コード	種目	口座番号	フリガナ	振込先口座管理番号
1 口座振込	1						1 普通預金 2 当座預金 3 その他		口座名義人	

保険者加入歴	保険者名	加入期間	添付の自己負担額証明書整理番号	備考欄	受付印			
	1	年 月 日 から 年 月 日 まで						
	2	年 月 日 から 年 月 日 まで						
	3	年 月 日 から 年 月 日 まで			入力		確認	

(宛先) 年 月 日
〒792-8585 愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号
新居浜市長

郵便番号

住所

申請者
(被保険者)

電話番号

① 上記対象者について、高額医療合算総合事業サービス費の支給を申請します。
② 上記対象者について、自己負担額証明書の交付を申請します。
なお、申請にあたり、世帯等の個人住民税の課税状況、及び他保険自己負担額等を担当職員が確認することに同意いたします。
※自己負担額証明書の交付申請を行う場合、①、②のいずれも丸で囲んでください。
高額医療合算総合事業サービス費の支給申請を行う場合、①のみを丸で囲んでください。